

指定短期入所生活介護に関する重要事項説明書

指定短期入所生活介護サービスの提供開始(変更)にあたり、契約書第1条2項に定める指定短期入所生活介護サービス(以下「施設サービス」といいます。)の内容に関する重要事項を以下のとおり説明します。

1 法人・事業者の理念・方針

「くらしに笑顔と安心を」

当法人は、1986年にホームヘルプ事業を開始して以来、京都市全域で幅広く福祉サービスを展開しており、 実績も豊かです。法人理念『くらしに笑顔と安心を』のもと、ご入所者の自立を支援できるように「迅速」、 「的確」、「柔軟」、「誠実」なサービスの提供を心がけております。

2 施設の概要

法人の名称	社会福祉法人京都福祉サービス協会		
法人の所在地	京都市中京区壬生御所ノ内町 39番 5		
法人の代表者	理事長 宮路 博		
施設の名称	特別養護老人ホーム西七条		
施設の管理者	施設長 舌 洋一		
施 設 の 種 類	指定短期入所生活介護		
介護保険指定番号	2670400205		
所 在 地	〒600-8888 京都市下京区西七条八幡町 29 番地		
連 絡 先	電話番号 075-315-7067 FAX 番号 075-315-7005		
開設年月	平成12年5月1日		
利 用 定 員	4名		

3 建物の概要

足が少属女		
建物の構造	鉄筋コンクリート造一	一部鉄骨造
建物の階数	地上3階 地下1階	
建物の述べ床面積	約 3,385,59 ㎡	
居室(1 人部屋)	4室	
居室(2 人部屋)	2室	
居室(4 人部屋)	13室	
食 堂	2室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	2階(個浴) 3階(個浴・特殊浴槽)
医 務 室	1室	2階
静 養 室	1室	2階



4 職員の体制

職種	Į.	識務内容	配置人数			
管理者(施設長)	管理者(施設長) 施設の業務の管理及び職員の管理を統括します。					
生活相談員	ご利用書及びご家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービ 生活相談員 スが提供されるよう施設内の調整、他機関との連携等を行います。					
介 護 職 員		、ご利用者の心身の状況等を的確に 切な生活支援(介護)を行います。	20 名以上			
看 護 職 員	健康チェック等を行うことに 把握するとともに、必要な処	3名以上 (兼職1名)				
機能訓練指導員	ご利用者の心身の状況等に応機能を回復、その減退を防止	じて、日常生活を営むために必要な するための訓練を行います。	1名以上 (兼職)			
医 師	ご利用者の健康管理、必要に	内科1名 精神科1名 (委託)				
管理栄養士	1名以上 (兼務)					
7 0 4 0 1 日	副施設長施設運営を総括	し、施設長を補佐します。	1名			
その他の職員 	事務員施設の庶務、経	理、利用料請求業務等を行います。	1名以上			

[※]指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業分を含みます。

<各職種の勤務体制>

職		種		勤	務	時	間
介	護	職	早出①	7:00 ~ 16:00	遅出①	10:00 ~ 19:00	
			早出③	$7:30 \sim 16:30$	遅出⑨	$12:00\sim 21:00$	
			日勤①	$8:00 \sim 17:00$	遅出⑬	$13:00 \sim 22:00$	
			日勤③	$8:30 \sim 17:30$	夜勤①	21:00~翌朝7:00	
			夜勤⑤	22:00~翌朝8:0	0		
看	護	職	日勤①	8:00~17:00 E	勤③ 8	:30 ~ 17:30	
医		師	非常勤	週2回 13:00~1	.5 : 00	※月2回程度 精神科[医師の診察あり
そ	の他の鵈	3 種	日勤①	$8:30 \sim 17:30$			

[※]上記介護職の勤務時間は主な勤務時間です。上記以外に15分~30分単位で勤務時間の変更があります。

5 施設が提供するサービスの内容と利用料金について

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。なお、介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。



(1) 提供するサービスの内容について

サービス種類	サービスの内容
	経験のある生活相談員及び介護職員等がご利用者の心身の状態や、生活状況の把握(アセ
	スメント)を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活
 短期入所生活	全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項
介護サービス	等を記載した施設サービス計画を作成します。
計画の作成	作成した短期入所生活介護サービス計画の内容について、ご利用者又はその家族に対し
	て、説明し文書により同意を得て、計画書を交付します。計画作成後においても、短期入
	所生活介護サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行いま
	す。
	栄養士(管理栄養士)の立てる献立により、ご利用者の身体の状況及び嗜好等を考慮し、 選択メニューも取り入れた食事を提供します。
	選択メニューも取り入れに良事を提供します。 ご利用者の自立支援のため離床して食事をしていただくことを原則としており、各食堂内
食事	であれば、お好きな場所で食事をしていただけます。また、時間も下記の時間内であれ
	ば、好きな時間に食事ができます。
	【食事提供時間】
	朝食 8:00~10:00 昼食 12:00~14:00 夕食 18:00~20:00
	入浴又は清拭を週2回以上行います。ご利用者の体調等により、当日入浴ができなかった
入浴	場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。寝たきりの状態であっても、特殊機
	械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。
	(おむつ代はサービス利用料金に含まれています。)
機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を 防止するための訓練を実施します。
	防止するための訓練を美加しよす。 医師や看護職員が健康管理を行います。緊急等必要な場合には、医師又は協力医療機関等
健康管理	に引き継ぎます。
その他自立	寝たきりの防止のため、できる限り離床等生活のリズムに配慮します。一人ひとりのライ
への支援	フスタイルを尊重しつつ、適切な整容等、清潔で快適な生活に向けて支援します。
相談及び援助	ご利用者及びご家族からの相談について、可能な限り必要な援助が行われるよう誠意を持
「日政人人〇一人及以	って対応します。

(2) 利用料金

基本料金

【基本サービスの利用料金(1日あたり)】 ※個室・多床室による差はありません。

而入莊庄	甘士出法	利用料	利用者負担額			
安月禮吳	要介護度基本単位		1割負担	2割負担	3割負担	
要介護 1	603	6,361 円	637円	1,273円	1,909円	
要介護 2	672	7,089 円	709円	1,418円	2,127円	
要介護3	745	7,859円	786 円	1,572円	2,358円	
要介護4	815	8,598円	860円	1,720円	2,580円	
要介護 5	884	9,326円	933円	1,866 円	2,798円	

- ※実際にご負担いただく料金には、上記料金以外に、以下の加算料金が含まれています。
- ※上記料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分をお支払いいたただきます。

3

※地域単価・・・1 単位=10.55 円

② 食費・居住費

入所者	居住費(企 弗	
負担段階	個室	多床室	食費
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日
第2段階	480 円/日	430円/日	600円/日
第3段階①	880 円/日	430円/日	1,000 円/日
第3段階②	880 円/日	430円/日	1,300 円/日
基準費用額	1,231円/日	915円/日	1,445円/日

- ※1 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている額(上記表に掲げる額)となります。
- ※2 滞在費については、入退所の時間に関わらず、1日分の料金をお支払いいただきます。
- ※3 食費については、1 食あたり、朝食 390 円、昼食 550 円、夕食 505 円でいただきます。
- ※4 その他の合計所得金額・・・合計所得金額から年金所得等を控除した額。
- ※5 外出・外泊により当施設の提供する食事をお取りにならない場合の食費に係る料金については、食事を提供する前日までにキャンセルをいただく場合を除き、当該料金をお支払いいただきます。

(3) 加算料金

V	加算項目	基本単位	利用料	加算の主旨
	機能訓練指導員加算	12	126円/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能 訓練指導員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚 師・看護職員・柔道整復師又はあん摩マッサージ 指圧師・一定の実務経験を有するはり師、きゅう 師)を1名以上配置している場合に算定しま す。
	個別機能訓練加算	56	590円/日	上記で配置されている機能訓練指導員が、利用者 ごとに個別機能訓練計画書を作成し、当該計画に 基づいて計画的に機能訓練を実施した場合に算定 します。機能訓練指導員は、利用者の居宅を訪問 したうえで計画書を作成します。また、その後3 月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、 利用者又はその家族に対して機能訓練の内容、進 捗状況等を説明し見直しを行います。
	生活機能向上連携加算(I)	100	1055円/月	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は該当病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合に算定します。理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、

V	加算項目	基本単位	利用料	加算の主旨
				利用者の状態を把握した上で、助言を行います。
	生活機能向上連携加算(II) ※個別機能訓練加算を算定し ている場合は 100 単位/月	200	2110円/月	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定します。
	夜勤職員配置加算(I)	13	137円/日	夜勤を行う介護職・看護職の数が、最低基準を上回っている場合に算定します。Ⅰ:最低基準を1以上上回っている場合Ⅱ:ユニット型短期入所生活介護において、最低
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	189円/日	基準を1以上上回っている場合 Ⅲ:夜勤職員配置加算Iの要件に加え、夜間時間 帯を通じて看護職員を配置していること又は
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	158円/日	喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合 IV: 夜勤職員配置加算 I の要件に加え、夜間時間
	夜勤職員配置加算(IV)	20	211円/日	帯を通じて看護職員を配置していること又は 喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置し ている場合
	看護体制加算(I)	4	42 円/日	常勤の看護師を配置している場合に算定します。 I:1名以上配置している場合 I:看護職員を常勤換算方法で、利用者数が 25 又はその端数を増すごとに1名以
	看護体制加算(Ⅱ)	8	84 円/日	上配置している場合 IIイ: 定員が 29 名以下の施設で、看護体制加算 I の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占め
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12	126円/日	る割合が 100 分の 70 以上である場合 II口: 定員が 30 名以上 50 名以下の施設で、看護体制加算 I の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利
	看護体制加算(Ⅲ)□	6	63 円/日	用者の総数のうち、要介護3以上の利用 者の占める割合が100分の70以上であ る場合 IVイ: 定員が29名以下の施設で、看護体制加
	看護体制加算(IV)イ	23	242 円/日	算IIの算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上である場合
	看護体制加算(IV)□	13	137円/日	IV口:定員が30名以上50名以下の施設で、看護体制加算IIの算定要件を満たし、前年

V	加算項目	基本単位	利用料	加算の主旨
				度又は算定日が属する月の前3月間の利 用者の総数のうち、要介護3以上の利用 者の占める割合が100分の70以上であ る場合
	医療連携強化加算	58	611円/日	看護体制加算 II を算定しているうえで、厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、看護職員による定期的な巡視、主治医等との連絡が取れない場合などの取り決めを行い、急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている場合に算定します。
•	送迎加算	184	1,941 円/	当施設の車両による送迎を行った場合に算定します。ただし、通常の送迎実施地域を越えた場合は別途、送迎費用が必要な場合があります。
	療養食加算	8	84円/日	医師の指示箋に基づく療養食を管理栄養士によって管理し、提供した場合に算定されます
	認知症専門ケア加算(I)	3	31円/日	①施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。 ②認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを、一定数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実践している。 上記①と②を満たしている場合に算定されます。 I:①の要件を満たし、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを、対象者の
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円/日	数が 20 人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置している場合 II:加算(I)の基準のいずれにも適合し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実践していること。当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合
	在宅中重度者受入加算(イ)	421	4,441円/	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者 が、当施設をご利用中にその訪問
	在宅中重度者受入加算(口)	417	4,399 円/	看護事業所が看護職員を施設に派遣し、利用者の 健康上の管理等を行わせた場合に

V	加算項目	基本単位	利用料	加算の主旨
	在宅中重度者受入加算(八)	413	4,357円/	算定します。 イ:看護体制加算(I)のみを算定している場合
	在宅中重度者受入加算(二)	425	4,483円/	□: 看護体制加算(I) のみを算定している場合 八: 看護体制加算(I)(II) を算定している場合 二: 看護体制加算を算定していない場合
	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200	2,110円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められる ため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定 短期入所生活介護を利用することが適当である と判断した方に対し、短期入所生活介護を行っ た場合は、利用開始した日から起算して7日を 限度として、1日につき 200 単位を算定しま す。
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,266 円/	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合には、1日につき120単位を算定します。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。
	緊急短期入所受入加算	90	949 円/日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対して、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に、利用を開始した日から起算して原則7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として算定されます。ただし、(在宅中重度者受入加算)を算定している場合は算定しません。利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入が可能です。
	看取り連携体制加算	64	675 円/日	次のいずれかに該当していること。 (1)看護体制加算(II)又は(IV)イもしくは口を算定していること。 (2)看護体制加算(I)又は(III)イもしくは口を算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所、または、病院、診療所、訪問看護ステーション、本体施設の看護職員と24時間連絡できる体制を確保していること。・看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に利用者・その家族等に内容を説明し、同意を得ていること。
	口腔連携強化加算 ※1 月に 1 回に限り算定可能	50	527円/回	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者に同意を得て、歯科医療機関およ

Ø	加算項目	基本単位	利用料	加算の	注旨	
				した場合,1月に1回する。 ・診療報酬の歯科点数表歯科訪問診療料の算定の歯科医師又は歯科医生士が,事業所の従業	し,評価結果を情報提供に限り所定単位数を加算区分番号 C000 に掲げる実績がある歯科医療機関師の指示を受けた歯科衛者から相談等に対応するを文書等で取り決めてい	
	生産性向上推進体制加算 (I)	100	1,055 円/ 月	生産性向上推進体制加算 (II)のデータにより業 が確認され、見守り機器 数導入していること。ま 分担の取組等を行い、1 改善の取組による効果を た場合に算定します。	務改善の取組による成果 等のテクノロジーを複 た 職員間の適切な役割 年以内ごとに1回、業務	
•	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105円/月	利用者の安全並びに介護 職員の負担軽減に資する 員会の開催や必要な安全 性向上ガイドラインに基 に行い、見守り機器等の 導入して1年以内ごとに よる効果を示すデータの 算定します。	方策を検討するための委対策を講じた上で、生産づいた改善活動を継続的テクノロジーを1つ以上1回、業務改善の取組に	
	サービス提供体制強化加算(I)	22	232円/日	厚生労働大臣が定める基	準に適合しているものと	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	189円/日	して届け出た施設が、入 ・スを行った場合に算定し		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63円/日	ノ、ビリンルが口に弁定し		
	介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 140/1000				
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 136/1000	左記の単位数	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位	介護職員等の処遇を改善 善するために賃金改善 や資質の向上等の取り	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 113/1000	×地域区分	数(所定単位数)	組みを行う事業所に認められる加算です。	
	介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 90/1000			めい4 る川昇 (9。	



※ 地域区分別の単価(5級地10.55円)を含んでいます

※ 以上の加算サービスのうち、ご入所者全員に共通する加算は下記のとおりとなります。

○ 複勤職員配置加算 「13単位×1日あたり」
 ○ 送迎加算 「184単位×1回あたり」
 ○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 「18単位×1日あたり」
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 「1日の合計単位数×14.0%」

○ 生產性向上推進体制加算(II) 「10 単位×月」

(4) その他の料金

サービス	内 容	利用料金
おやつ等	施設が提供するおやつ等の費用。(ご利用者の希望による嗜好品を含む)	100円/日
行事食費	正月や敬老の日等の行事に、特別に施設が提供する食事に要する費用。	要した費用の実費
特別な食事	平常提供している食事以外で特別な食事を提供したときに要する費用。	要した費用の実費
喫茶	喫茶に要する費用。ご利用者の希望により提供いたします。	100円/1杯
理美容	理容師,美容師(業者)による整髪、顔剃等のサービス費用。	要した費用の実費
テレビ、冷 蔵庫の持ち 込み	テレビ、冷蔵庫を居室に持ち込まれた時の費用。	1 日あたり テレビ 25 円 冷蔵庫 50 円
コピー	書類等複写費用。	白黒 10 円/枚 カラー50 円/枚
証明書発行	入所証明書等を発行する費用。	350円/枚
レクリエーション クラブ [*] 活動	レクリエーションやクラブ活動の参加に要する費用。	材料費等の実費
その他、事業の実施やサービスの提供にあたって必要となる費用であって、ご入所者にご 負担していただくのが適当と認められる費用。(必要な場合は事前にご説明させていただき 要した費用の実費 ます)		

[※] 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用料金を変更することがあります。(事前に説明させていただきます。)

(5) 利用料金の請求と支払い方法

	前記の利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の20日頃に請求書を送付します。支払い
	方法は、ゆうちょ銀行からの自動払込(口座振替)とさせていただいております。ゆうち
請求方法等	よ銀行の口座をお持ちでない方はお手数ですが開設をお願いします。ゆうちょ銀行の口座
	振替日(請求月の 25 日)までに請求額をご入金ください。(口座振替日がゆうちょ銀行の
	営業日でない場合には、前営業日が振替日となります。)



ア ゆうちょ銀行からの口座振替(手数料は不要です)

イ やむを得ない事情により口座の開設が間にあわない場合は、事業所が送付するゆうちょ銀行の振込票でお支払ください。(手数料が必要となります。)

又は下記の指定口座へお振込みください。(振込手数料が必要となります。)

【振込先機関】

支払方法等

金融機関名:ゆうちょ銀行

口座番号 : 00990-3-254090 口座名義 : 京都福祉サービス協会 西七条

ウ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがありま

す。)

6 衛牛管理等について

- (1) ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 医療提供について

- (1) ご利用中に医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。
- (2) 協力医療機関への送迎は施設が行います。ただし、緊急時は救急車を手配します。
- (3) ご利用者が医療機関へ通院する場合、ご家族の付き添いをお願いすることがあります。
- (4) 健康保険証を毎月医療機関へ提示する必要がありますので、変更があった場合は必ず申し出てください。



医療機関名:医療法人財団 医恵会 七条武田クリニック

所 在 地:京都市下京区西七条南衣田町3

【協力医療機関】 (医療機関名) 電話番号: 075-312-7002 FAX番号: 075-312-7107

診療科:総合内科、循環器内科、糖尿病内科、消化器内科、

呼吸器内科、アレルギー科、脳神経外科、神経内科

9 施設利用の際の留意事項

内容	留意点	
面会・来訪	・面会、来訪時間 (原則)10:30~17:00	
	・面会、来訪票に必要事項を記入の上、職員にお渡しください。	
	・施設の駐車場は限りがありますのでご了承ください。近くにコインパーキン	
	グがあります。	
	・外出、外泊届を事前に必ず提出するとともに、緊急連絡先をお知らせくださ	
外出・外泊	ر١°	
居室・設備・ ・施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従って利用してください。月		
器具の利用	反する利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。	
喫煙	・施設内は全面禁煙です。	
	・大声による騒音等他のご利用者の迷惑になる行為等は行わないでください。	
半成にも生み	・むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないでください。	
迷惑行為等の	・近隣住民の方のプライバシー保護のため、ベランダから覗き込む等の行為を	
禁止	しないでください。	
	・携帯電話は他のご利用者の迷惑にならないように使用してください。	

10 居室の変更について

ご利用者本人の状況や他のご利用者の状況によって、ご使用いただく居室を変更させていただく場合があります。(事前に説明します。)

11 送迎範囲について

京都市内 {下京区全域・中京区全域・右京区 (京北地域除く)・南区全域・ 東山区 (東大路通り以西)・その他の地域は要相談}

12 身体的拘束等について

ご利用者に対する身体拘束は、原則として行いません。

ただし、ご利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、切迫性(ご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)、非代替性(他に代替する介護方法がないこと)、一時性(行動制限が一時的なものであること)の3要件を満たしていることを認定した上で、ご利用者又はそのご家族から同意書をいただくとともに、「身体拘束の方法」「拘束をした時間」「ご利用者の心身の状況」「緊急やむを得なかった理由」を記録する等、適正な手続きを踏まえて行うことがあります。

13 緊急時の対応方法

- (1) 施設ご利用中に病院への緊急搬送が必要となった場合は、次のとおり対応します。
 - ① 救急車が到着後、職員はご利用者に同伴し協力医療機関等に赴きます。
 - ② ご利用者のご家族及び管理者に緊急対応の状況を速やかに報告します。
- (2) 施設利用中に行方がわからなくなった場合は、次のとおり対応します
 - ① 管理者の指示のもと、警察署・交番にご利用者の特徴、写真等の情報を提供し捜索を依頼します。
 - ② ご家族へ速やかに報告します。
 - ③ 関係機関にご利用者の行方不明の情報を提供し捜索の協力を依頼します。
 - ④ 職員はご利用者捜索を継続します。

14 事故時の対応について

介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともにご利用者のご家族 に連絡を行うとともに、必要に応じて京都市等関係機関へ連絡します。

当施設は事故の状況・経過を的確に記録し、原因を詳細に分析し再発防止に取り組むとともに損害賠償責任を果たします。

15 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について説明します。

16 虐待の防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を定めています。虐待防止に関する責任者:施設長 舌 洋一
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) 施設サービスの提供中に、職員又は養護者(現に養護している家族、親族等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 当施設は、ご利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が 作成する「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切 に取り扱います。
- (2) 施設が得たご利用者及びその家族の個人情報については、施設における介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はご家族の了承を得て行います。
- (3) ホームページ・機関紙等で写真を使用させていただく場合には、必ず事前にご利用者又はご家族の同意を得て行います。



18 サービス内容に関する相談・苦情対応機関について

サービスの内容に関するご相談や苦情等は、担当の介護支援専門員又は管理者にご遠慮なくご相談ください。 迅速かつ適切に対応いたします。ご利用者にとって不利な取扱いとなることはいたしません。(文書や電話等 でお受けします。)

また、当法人では、中立的・客観的な立場から、助言又は解決案の調整を行うことを目的に「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。当事者間での解決が難しい場合や、第三者委員会からの助言を必要とされるときは、下記宛にお申し出ください。

(1) 当施設における相談・苦情の受付窓口

[担当者] 生活相談員又は施設長

[代表電話番号] 075-315-7067

[受付時間] 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 苦情解決のための第三者委員会 相談窓口

[電話番号] 080-6227-7828 (なやみには)

[受付時間] 午前10時から正午まで、午後1時から4時まで

(土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。)

- ※ 電話にでることができない場合は、留守番電話に切り替わります。ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員よりご連絡申し上げます。
- (3) 文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先

〒604-8872

京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会(事務局:経営企画室総務部)

[電話番号] 075-406-6335 [FAX番号] 050-3153-1502

[受付時間] 午前8時30分から午後5時まで

(土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。)

※ 当法人以外に、各区役所・国民健康保険団体連合会等の公的機関にも相談・苦情の受付窓口があります。

窓口	電 話 番 号
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152
北区役所(健康長寿推進課)	075-432-1364
上京区役所(健康長寿推進課)	075-441-5106
左京区役所(健康長寿推進課)	075-702-1069
中京区役所(健康長寿推進課)	075-812-2566
東山区役所(健康長寿推進課)	075-561-9187
山科区役所(健康長寿推進課)	075-592-3290

下京区役所(健康長寿推進課)	075-371-7228
南区役所(健康長寿推進課)	075-681-3296
右京区役所(健康長寿推進課)	075-861-1430
右京区区役所京北出張所 (保健福祉担当)	075-852-1815
西京区役所(健康長寿推進課)	075-381-7638
洛西支所(健康長寿推進課)	075-332-9274
伏見区役所(健康長寿推進課)	075-611-2279
深草支所(健康長寿推進課)	075-642-3603
醍醐支所(健康長寿推進課)	075-571-6471

19 第三者評価の実施状況

当施設では、組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与するため、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診しています。

直近の受診年月日	2023年度(2024年3月12日)
評価機関の名称	一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
(単位) 100	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページにお
評価結果の開示状況	いて開示しています。(https://kyoto-hyoka.jp/)

年 月 日

施設サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面を交付の上、重要な事項を説明し、施設サービスの提供開始に同意を得ました。

事 業 者

<事業者名> 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

<所 在 地> 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

<代表者名> 理事長 宮路博

<施 設 名> 特別養護老人ホーム 西七条

<説明者名> 藤田壽羅

私は、事業者からサービスについての本書面の交付及び重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 <u>住 所</u> 氏 名

ご利用者は、身体の状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆しました。

 署名代筆者
 住 所

 氏名
 (本人との関係:)

代 理 人 住 所

15

<u>氏</u>名 (成年後見人 ・ 任意後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人)